

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	要保護及び準要保護児童生徒医療費援助事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒医療費援助事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市教育委員会

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	要保護及び準要保護児童生徒医療費援助事務
②事務の概要	・学校保健安全法に基づき、医療に要する費用についての援助を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①要保護及び準要保護児童生徒に対する学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要した費用の援助についての事務
③システムの名称	①就学援助管理システム、②中間サーバー、③統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項及び別表の40の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、125、161の項 <情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	小樽市教育委員会 教育部 学校教育支援室
②所属長の役職名	教育部 学校教育支援室 主幹(学務担当)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、他の書類との混在がないことの確認を実施するなど人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署名の変更	小樽市教育委員会 教育部 学校教育課	小樽市教育委員会 教育部 学校教育支援室	事後	
平成29年4月2日	評価実施機関における所属長の変更	小樽市教育委員会 教育部 学校教育課長 浅井 泰之	小樽市教育委員会 教育部 学校教育支援室 主幹 成田 和陽	事後	
令和1年5月16日	IV リスク対策	-	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和1年5月16日	評価実施機関における所属長の変更	小樽市教育委員会 教育部 学校教育支援室 主幹 成田 和陽	小樽市教育委員会 教育部 学校教育支援室 主幹	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和8年3月13日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第23条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項及び別表の40の項	事後	様式改正による。
令和8年3月13日	I-4② 法令上の根拠	・番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の26.87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	<情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、125、161の項 <情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項	事後	様式改正による。
令和8年3月13日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年5月16日	令和8年2月1日	事後	時点修正による。
令和8年3月13日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年5月16日	令和8年2月1日	事後	時点修正による。
令和8年3月13日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式改正による。
令和8年3月13日	IV-8 判断の根拠	新設	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、他の書類との混在がないことの確認を実施するなど人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による。
令和8年3月13日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式改正による。
令和8年3月13日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	新設	十分である	事後	様式改正による。
令和8年3月13日	IV-11 判断の根拠	新設	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しており、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による。